



けがの保険

傷害総合保険

パンフレット 兼 重要事項説明書

AIG 損保



ライフスタイルに合わせて
オーダーメイドで補償を
設計できます。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

あなたやご家族のまわりには様々なリスクが取り巻いています！

AIG 損保のけがの保険は、幅広い補償のレパートリーにより、これらのリスクが引き起こす様々な事故による損害を補償します！



CONTENTS

はじめに	1
保険の特長	3
基本となる補償	7
オプション特約	8
おすすめプラン	13
重要事項説明書	15
その他のオプション特約一覧	27

加入可能年齢^(※) 満0歳～満70歳

(※) 保険期間開始日時点での保険の対象となる方(被保険者ご本人様)の満年齢をいいます。

(注1) 満71歳以上の方には、「50代からのけがの保険(一時金支払型)」をご案内します。

(注2) 団体契約の場合は上記と異なります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

事故が起きた時に困らないための必要な補償として

ケガによる高額な治療費や長期の入院などの補償は大丈夫ですか？



骨折などで入院



高額な自己負担

入院・通院保険金の日額補償だけでなく治療費の自己負担分を**実費**で補償します。

自転車事故などによる高額賠償への備えは大丈夫ですか？



被害者ではなく加害者に



「賠償金」と「示談交渉」
どちらの準備も必要

個人賠償責任補償特約なら**最高3億円**まで補償。
示談交渉サービス^(※)も付いています。

(※) 示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。国内のみのサービスとなります。

“自治体の条例による自転車損害賠償責任保険等への加入義務化にも対応できます！”

リスクはケガや賠償責任ではありません。 持ち物の損害や臨時にかかる費用の補償があることをご存知ですか？



事故によりカメラなどの
持ち物を壊してしまった場合



遭難による捜索・救助費用は
高額となる場合も

事故により臨時にかかる費用や持ち物の損害を補償するオプション特約もご用意しています。

AIG 損保の けがの保険

3つの特長

特長 1

治療費を実費で補償します。

ケガによる入院・通院時の日額補償はもちろん、治療費の自己負担分を実費で補償します。

特長 2

多様なリスクをカバーする幅広い補償を取り揃えています。

ご自身のケガだけでなく、例えば、自転車で歩行者をはねてケガをさせた場合の賠償事故なども補償します。

特長 3

お客さまのニーズに合わせて被保険者（保険の対象となる方）や補償の範囲をお選びいただけます。

個人型・家族型など家族構成にあったご契約タイプを選択できます。また、交通事故などによるケガに限定した補償も可能です。

特長 1

治療費を実費で補償します。

ジョギング中に転倒し、右足関節（くるぶし）を骨折。
5日間の入院（手術有り）と22日間の通院による治療を行った。



治療費の実費補償をセットしていなかった日子（にちこ）さんの場合

入院保険金日額 4,500円（手術保険金あり）、
通院保険金日額 1,000円の傷害保険に加入

治療費の実費補償をセットしていた実子（じつこ）さんの場合

入院保険金日額 4,500円（手術保険金あり）、通院保険金日額 1,000円、
さらに傷害医療費用保険金（実費補償）をセットした傷害保険に加入

（注）上記の保険以外からの保険金支払いがない場合



※ケガの治療で実際にかかった費用（例）の詳細

①治療費などの自己負担分	102,840円	②日用品などの雑費	10,000円
<内訳>		・入院中に必要な日用品などの雑費（テレビカード、スリッパ、パジャマ、雑誌、お菓子など）	
・入院時の治療費（3割負担）※高額療養費の還付算定済み	57,600円	③タクシー代（通院時）	20,000円
・通院時の治療費（3割負担）	41,100円	・退院直後の通院時、歩くのが辛かったため往復にタクシーを10日使用（1日の往復に2,000円を使用）	
・食事療養費	4,140円	①～③の合計	132,840円

（注）①～③の費用のうち、傷害医療費用保険金（実費補償）で支払われた費用は①の費用です。



多様なリスクをカバーする幅広い補償をご用意！
必要な補償に絞ってオーダーメイドできます。

必要な補償を

1 ご自身のケガなどの補償

基本となる補償

- 死亡保険金
- 後遺障害保険金 (※1)
- 入院保険金
- 手術保険金
- 通院保険金 (※2)
- 傷害医療費用保険金
- 介護保険金

オプション特約

- 入院一時金支払特約
- 被害事故補償特約
- 後遺障害保険金の追加増額支払に関する特約
- 交通事故傷害危険増額支払に関する特約
- 入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約 (1,000 日用)
- 通院保険金支払対象期間延長特約 (1,000 日用)
- 通院保険金支払限度日数短縮特約 (30 日限度)(※2)
- 熱中症危険補償特約
- 特定感染症危険
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約
- 特定感染症危険
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約
- 針刺し事故等による感染症危険補償特約
- 地震・噴火・津波危険補償特約
- 運動等危険補償特約
- 交通事故傷害危険のみ補償特約

(※1) ご契約の際は「死亡保険金」「後遺障害保険金」を必ずセットする必要があります。ただし、「個人型」かつ「24 時間補償型」の組み合わせの場合は、取り外し 可能です。
(※2) 通院保険金をご契約の際は「通院保険金支払限度日数短縮特約 (30 日限度)」が自動セットされます。(団体契約を除きます。)

2 他人に対する賠償責任の補償

オプション特約

- 個人賠償責任補償特約
- 受託品賠償責任補償特約
- 借家人賠償責任補償特約
(火災・破裂・爆発のみ補償)
- レンタル用品賠償責任補償特約

3 物の損害や臨時にかかる費用などの補償

オプション特約

- 携行品損害補償特約 (再調達価額補償型)
- ホールインワン・アルバイト費用補償特約
- キャンセル費用補償特約
- ホームヘルパー等費用補償特約
- 遭難捜索費用補償特約
- 遭難捜索追加費用補償特約
- 救援者費用等補償特約
- 救援者費用等補償特約 (救援者費用等追加補償特約セット)

お客さまのニーズに合わせて被保険者 (保険の対象となる方) や補償の範囲をお選びいただけます

必要な方に

- 個人型**
＜被保険者＞
ご本人
- 家族型**
＜被保険者＞
ご本人、配偶者、
その他のご親族
- 夫婦型**
＜被保険者＞
ご本人、配偶者
- 本人・親族型**
＜被保険者＞
ご本人、ご親族
(配偶者は除きます)



必要な範囲で

- 24 時間補償型**
- 交通事故のみ補償型**

1 ご自身のケガなどの補償

国内外を問わず、被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。



基本となる補償

後遺障害保険金はこのようにお役に立ちます。

事例 脚立から落ちて背骨を骨折。脊柱に運動障害が残り車いす生活になってしまった。

入院 116 日、通院 30 日、入院中に手術を受けた場合 (P.13 ご契約タイプ「RG1」にご加入の場合)

後遺障害保険金 3,400,000 円

入院保険金 (日額 5,000 円 × 116 日) 580,000 円

通院保険金 (日額 3,000 円 × 30 日) 90,000 円

手術保険金 50,000 円

傷害医療費用保険金 (実費) 147,420 円

お受取合計 4,267,420 円

脊柱に運動障害が残った場合、後遺障害第 8 級に該当し、死亡・後遺障害保険金額の 34% をお支払いします。
1,000 万円 × 34% = 340 万円

Point

治療費の他に車いす生活になった場合の**バリアフリーリフォーム費用**などに充てる
ことができます。



死亡保険金

ケガにより亡くなった場合に、保険金をお支払いします。

後遺障害保険金

(※)

ケガにより後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

(※) ご契約の際は「死亡保険金」「後遺障害保険金」を必ずセットする必要があります。ただし、「個人型」かつ「24 時間補償型」の組み合わせの場合は、取り外し可能です。

通院保険金

日額補償

ケガにより通院した場合に、保険金をお支払いします。
(注) 団体契約を除き、通院保険金支払限度日数短縮特約 (30 日限度) が自動セットされます。

介護保険金

ケガにより重度の後遺障害が生じ介護が必要と認められた場合に、保険金をお支払いします。

入院保険金

日額補償

ケガにより入院した場合に、保険金をお支払いします。

手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、保険金をお支払いします。

傷害医療費用保険金

実費補償

ケガの治療のために負担した公的医療保険制度の一部負担金などの費用をお支払いします。

オプション特約



入院一時金支払特約

入院保険金をお支払いする場合で、1 泊 2 日以上入院したときに一時金をお支払いします。



被害事故補償特約

犯罪やひき逃げによるケガにより治療費などの損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。



後遺障害保険金の追加増額支払に関する特約

後遺障害保険金をお支払いし、かつ、所定の条件に該当した場合に、追加で後遺障害保険金をお支払いします。



交通事故傷害危険増額支払に関する特約

交通事故などでのケガにより保険金をお支払いする場合に、保険金を 2 倍にしてお支払いします。



入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約 (1,000 日用)

入院保険金や手術保険金の支払対象期間を、180 日から 1,000 日まで延長します。



通院保険金支払対象期間延長特約 (1,000 日用)

通院保険金の支払対象期間を、180 日から 1,000 日まで延長します。ただし、支払限度日数は 90 日です。



通院保険金支払限度日数短縮特約 (30 日限度)

通院保険金の支払限度日数を、90 日から 30 日に短縮します。

(注) 通院保険金をご契約の際は自動セットされます。
(団体契約を除きます。)

1 ご自身のケガなどの補償

国内外を問わず、被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（骨折、やけどなど）をした場合などに、保険金をお支払いします。



オプション特約



熱中症危険補償特約



日射または熱射により身体に障害を被った場合に、保険金をお支払いします。

■救急搬送人員の年別推移

※調査期間は各年ともに5月～9月



約36%
3人に1人が、
死亡、重症、
中等症に
該当!

熱中症に関するデータ

■初診時における傷病程度別の救急搬送人員

※調査期間：2019年5月～9月

死亡	126人 (0.2%)	初診時において死亡が確認されたもの
重症	1,889人 (2.6%)	3週間以上の入院による加療を必要とするもの
中等症	23,701人 (33.2%)	重症または軽症以外で入院加療が必要なもの
軽症	45,285人 (63.5%)	入院加療を必要としないもの
その他	316人 (0.4%)	上記以外

■救急搬送の発生場所別構成比

※調査期間は2019年5月～9月

住居	道路	仕事場	公衆(屋外)	公衆(屋内)	教育機関	左記以外
38.6%	15.6%	12.9%	12.5%	8.7%	6.1%	5.6%

総務省消防庁「2019年(5月から9月)の熱中症による救急搬送状況」より



特定感染症危険

所定の感染症を発病した場合に、保険金をお支払いします。

(注)以下のいずれかからお選びください。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約



針刺し事故等による感染症危険補償特約



針刺し事故などにより、HIV・HCV(※)に感染した場合や、HBV(※)に感染しB型肝炎を発病して治療を受けた場合に、一時金をお支払いします。
(被保険者が医療業務従事者の方に限りセットできます。)

(※)HIV・HCVおよびHBVとは、以下のウイルスをいいます。
HIV・・・ヒト免疫不全ウイルス
HCV・・・C型肝炎ウイルス
HBV・・・B型肝炎ウイルス

(注)後遺障害保険金補償対象外特約が自動的にセットされます。



地震・噴火・津波危険補償特約



地震・噴火・津波によりケガをした場合に、保険金をお支払いします。

地震・噴火・津波を原因とするケガの例

日本は地震大国

過去10年*日本国内で発生した震度5弱以上の地震発生回数は**184回!**

そのうち**70回は震度5強以上!**

*2009年6月1日～2019年5月31日

(気象庁webサイトより 2019年6月14日AIG損保調べ)



家具類の転倒、落下物によるケガ



津波に巻き込まれた際のケガ



地震が原因で発生した火災によるケガ

土砂崩れによるケガ

割れたガラスなどによるケガ

噴石の直撃によるケガ



運動等危険補償特約



山岳登山行程中にケガをした場合に、保険金をお支払いします。



交通事故傷害危険のみ補償特約



交通事故などによるケガに限定して保険金をお支払いします。



2 他人に対する賠償責任の補償

第三者に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。



オプション特約

万一の高額賠償からお客さまやご家族の生活をお守りします。



賠償金として1億円を要求します!

自転車事故の実態

加害者となり高額な賠償責任を負う事故が増!

～自転車での加害事故例～

賠償額 (※1) **約9,521万円**

男子小学生が夜間、自転車で走行中、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
出典：一般社団法人 日本損害保険協会発行「知っていますか? 自転車事故の実態と備え」

(※1) 賠償額は、判決文で加害者が支払を命じられた金額です (上記金額は概算額)

被害者側: そんなに準備できないよ...

加害者側

賠償金って高額なんだな... 保険代理店に相談してみよう

ご安心ください!

お客さまのけがの保険には、個人賠償責任補償がセットされていますので、損害額を最高**3億円**まで補償します!

月々130円の個人賠償責任の補償を付けておいてよかった...

*個人賠償責任補償特約をセットした場合に限ります。

示談交渉サービス(※2)付き

個人賠償責任補償特約

他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車などを運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

受託品賠償責任補償特約

他人から借りた物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

示談交渉サービス(※2)付き

借家人賠償責任補償特約
(火災・破裂・爆発のみ補償)

借用している戸室に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

レンタル用品賠償責任補償特約

レンタル業者から賃借したレンタル用品に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

(※2) 示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。また、国内のみのサービスとなります。

3 物の損害や臨時にかかる費用などの補償

ライフスタイルに合った各種オプション特約をセットすることで、持ち物に損害が生じた場合や臨時に負担した各種費用に対し保険金をお支払いします。



オプション特約

携行品損害補償特約
(再調達価額補償型)

外出中の事故により持ち物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合の祝賀会費用などに対して、保険金をお支払いします。(被保険者がアマチュアゴルファーの場合に限ります。)

キャンセル費用補償特約

被保険者、被保険者の配偶者または1親等以内の親族の死亡や入院により、予約している特定のサービスをキャンセルした場合の費用をお支払いします。

ホームヘルパー等費用補償特約

ケガで入院し家事ができなくなった場合のホームヘルパーの雇い入れなどの費用をお支払いします。(被保険者が家事従事者の場合に限ります。)

遭難捜索費用補償特約

山岳登山行程中の遭難により、捜索・救助などのため捜索活動を行った者に対し、支払った費用をお支払いします。

遭難捜索追加費用補償特約

山岳登山行程中の遭難により、被保険者やその親族などが負担した移送費用などをお支払いします。

救援者費用等補償特約

急激・偶然・外来の事故による遭難や旅先でのケガによる入院などで、捜索・救助・移送などの費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。



救援者費用等補償特約
(救援者費用等追加補償特約をセットした場合)

偶然な事故による遭難や旅先でのケガによる入院などで、捜索・救助・移送・装備品の損害などの費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。



アウトドアアクティビティとして人気の山登り。そんな山登りを安心して楽しんでもらうためのポイントを動画でわかりやすく解説!!

アクティブな毎日をサポート (約200秒)
<https://www.aig.co.jp/sonpo/fwd/ind/ah/cpa-1>



おすすめプラン

必要な補償を

必要な方に

必要な範囲で

自由に設計できます。

特長3 お客様のニーズに合わせて被保険者（保険の対象となる方）や補償の範囲をお選びいただけます。

特長1

治療費を実費で補償します。

特長2

多様な補償に絞ってオーダーメイドできます。

給付項目	ご契約タイプ	個人型	
		RG1	RG2
死亡保険金	ケガにより亡くなった場合に、保険金をお支払いします。	1,000万円	450万円
後遺障害保険金	ケガにより後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。 障害の程度に応じて	1,000万円～40万円	450万円～18万円
入院保険金 日額	ケガにより入院した場合に、保険金をお支払いします。 1事故につき180日限度	5,000円	4,500円
手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、保険金をお支払いします。 1事故につき1回	入院保険金日額の入院中10倍／入院中以外5倍	
通院保険金 日額	ケガにより通院した場合に、保険金をお支払いします。 1事故につき30日限度	3,000円	1,000円
傷害医療費用 保険金 <small>実費補償</small>	ケガの治療のために負担した公的医療保険制度の一部負担金などの費用をお支払いします。 1事故につき	100万円限度	100万円限度
介護保険金 年額	ケガにより重度の後遺障害が生じ介護が必要と認められた場合に、保険金をお支払いします。	300万円	—
個人賠償責任 補償	他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車などを運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。	1事故につき 3億円 限度	
地震・噴火・津波危険補償	地震・噴火・津波によりケガをした場合に、保険金をお支払いします。	○	○
24時間補償型	職種級別A 教員、医療従事者、税理士、事務従事者、販売従事者、金属製造加工作業者、自動車整備・修理工、理容・美容師、調理師、家事従事者、学生、無職 など	3,800円	1,980円
	職種級別B 農林作業、漁業作業、バス運転手、タクシー運転手、貨物自動車運転者、建設作業、土木作業、製材工 など	5,290円	2,730円
	交通事故のみ補償型	交通事故などによるケガに限定して保険金をお支払いします。	1,670円

(注1) 上記「職種級別A」または「職種級別B」に該当しない職業の場合には、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
(注2) 保険期間の途中で職業、職務を変更した場合は、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

! 保険料の払込方法が「口座振替」かつ「分割払」である個人契約など所定の条件に該当する場合は、「自動継続特約」が自動的にセットされます。弊社またはご契約者から特段の意思表示がないときには、原則満了日の内容と同一の内容で自動的にご契約を継続します。詳しくは、重要事項説明書をご覧ください。

夫婦型		家族型		
RF1		RK1		
ご本人	配偶者（※1）	ご本人	配偶者（※1）	ご親族（※2）
500万円	500万円	500万円	500万円	300万円
500万円～20万円	500万円～20万円	500万円～20万円	500万円～20万円	300万円～12万円
5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	3,000円
入院保険金日額の入院中10倍／入院中以外5倍		入院保険金日額の入院中10倍／入院中以外5倍		
3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	1,000円
100万円限度	100万円限度	100万円限度	100万円限度	100万円限度
300万円	300万円	300万円	300万円	100万円
1事故につき 3億円 限度		1事故につき 3億円 限度		
○		○		
5,390円		8,030円		
6,550円		9,190円		
2,180円		2,930円		

(※1) 婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（いわゆる、事実婚・同性パートナー）を含みます。ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限りです。
(※2) 本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

はじめに

保険の特長

基本となる補償

オプション特約

おすすめプラン

重要事項説明書

その他のオプション特約一覧

重要事項説明書

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、傷害総合保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款」に記載しています。必要に応じて弊社ホームページのe約款をご参照いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。なお、「保険の約款」は、ご契約時にe約款を選択した場合を除き、ご契約後に保険証券とともにお届けします。



このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(*)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

用語のご説明 普通保険約款・特約にも「用語のご説明」(用語の定義)が記載されておりますので、ご確認ください。

用語	ご説明	
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより認められる異常所見をいいます。	
き 危険	ケガまたは損害などの発生の可能性をいいます。	
き 急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。	
こ ご契約者	弊社に保険契約の申込みをする方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。	
し 重度の後遺障害	両眼の失明、咀嚼および言語の機能の全廃などの障害をいいます。なお、同一の事故により2種類以上の後遺障害が生じた場合には、その保険金支払割合が89%に達する場合を含みます。	
し 親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	
た 他の保険契約	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、グループ傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、業務災害総合保険および同一の補償を提供する保険(共済を含みます。)をいいます。	
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	
は 配偶者	婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限ります。)	
ひ 被保険者	保険の対象となる方をいいます。	
ふ 普通保険約款	契約手続などに関する原則的な事項を定めたものです。	
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	セットされた特約により補償されるケガまたは損害などが生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
み 未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。	
む 無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。	

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- この保険は、国内外を問わず、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。
- 基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)は次のとおりです。

基本となる補償 (ケガの補償) ^(※1)	セットすることができる主な特約 (任意セット特約)		
死 亡 後 遺 障 害 入 院 一 時 金 手 術 費 通 院 費 傷 害 医 療 費 用 介 護	個 人 賠 償 責 任 補 償 特 約 ^(※3)	携 行 品 損 害 補 償 特 約 (再 調 達 価 額 補 償 型)	入 院 一 時 金 支 払 特 約
	ホ ー ル イン ワ ン ・ ア ル バ ト ロ ス 費 用 補 償 特 約	交 通 事 故 傷 害 危 険 の み 補 償 特 約	地 震 ・ 噴 火 ・ 津 波 危 険 補 償 特 約

(※1) 交通事故などによるケガのみに限定して補償することも可能です。また、基本となる補償から一部の補償を外してご契約いただくことも可能です。

(※2) 団体契約を除き、「通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)」が自動的にセットされます。

(※3) 「個人賠償責任補償特約」には、「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされます。

- この保険における被保険者の範囲は、次のとおりです。被保険者の範囲によってご契約タイプをお選びいただくことができます。なお、本人と本人以外の被保険者との続柄は、事故発生時におけるものをいいます。

ご契約タイプ	被保険者の範囲	保険申込書の被保険者欄記載の本人	本人の配偶者	その他の親族
個人型		○	×	×
夫婦型		○	○	×
家族型		○	○	○ ^(※1)
本人・親族型		○	×	○ ^(※2)

(※1) 家族型の場合、本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

(※2) 本人・親族型の場合、本人の同居の親族(配偶者を除きます。)および別居の未婚の子をいいます。

(注) 「個人賠償責任補償特約」における被保険者の範囲は、ご契約タイプに関係なく、次のとおりとなります。

- ① 本人
- ② 本人の親権者
- ③ 本人の配偶者
- ④ ①から③までの同居の親族
- ⑤ ①から③までの別居の未婚の子
- ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。
- ⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 **注意喚起情報** ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

(2) 基本となる補償および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。
 保険金の種類は複数のパターンで組み合わせさせていただくことが可能です。
 また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。
 詳しくは、「保険の約款」の傷害補償特約、傷害医療費用補償特約および介護保険金支払特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しでの運転中に被ったケガ
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]	●入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態 ^(※1))および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち30日限度 ^(※3)) (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど ^(※2) を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。 (※3)[通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)]をセットしています。本特約をセットしない場合は、90日限度となります。	●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 (1事故につきご契約の保険金額限度) ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注)労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事するケガ ●戦争・革命・内乱・暴動
介護保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、介護が必要な状態と医師に診断された場合に、事故日を含めて181日目以降の介護を要する期間1年につき、ご契約の保険金年額をお支払いします。 (介護を要する期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算によりお支払いします。)	●放射線照射・放射能汚染 など

② 主な特約の概要 契約概要 注意喚起情報

特約には、次の2種類があります。
 a.ご契約時のお申出にかかわらず、自動的にセットされる特約 自動セット特約
 b.ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約 任意セット特約

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 任意セット特約	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など ^(※) を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 (※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任 など
携行品損害補償特約 (再調達価額補償型) 任意セット特約	被保険者が、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)で算定した損害の額または修理費をお支払いします。 (再調達価額を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) (注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●携帯電話・スマートフォンなどの移動体通信端末機器およびこれらの付属品 ●ノート型パソコン・タブレット型端末・電子辞書などの携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、自転車、オートバイ、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など (注2)貴金属などは、時価額により算定します。 (注3)自己負担額(1事故につき3,000円)があります。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しでの運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など
入院一時金支払特約 任意セット特約	入院保険金をお支払いする場合で、1泊2日以上入院したときにご契約の保険金額の全額をお支払いします。(1事故につき1回限度)	前記①「基本となる補償」に同じ。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 任意セット特約 日本国内のみ補償	被保険者が、アマチュアの資格で行うゴルフ競技中のホールインワンまたはアルバトロスの達成により、慣習として支出する贈呈用記念品購入費用 ^(※) 、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用の実費をお支払いします。(ご契約の保険金額限度) (※)貨紙幣、商品券、プリペイドカードなどは対象外となります。ただし、達成記念として特に作成した商品券およびプリペイドカードは対象となります。 (注1)日本国内の9ホール以上ある有料ゴルフ場において、他の同伴競技者1名以上(ゴルフ場が主催・共催する公式競技の場合を除きます。)と、パー(基準打数)35以上の9ホールを正規にラウンドした場合に限ります。 (注2)保険金のお支払いには、次のすべての方が署名・捺印した弊社所定の証明書のご提出が必要となります。 ●同伴競技者 ●ゴルフ場の責任者 ●ゴルフ場所属の競技同伴キャディ(競技同伴キャディがない場合は、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したゴルフ場の従業員など) (注3)同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。	●被保険者が経営するゴルフ場または勤務するゴルフ場でのホールインワンまたはアルバトロス ●ホールインワン・アルバトロス達成を証明する弊社所定の書類などを提出できない場合 ●ゴルフの競技または指導を職業としている者が達成した場合 など

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
交通事故傷害危険のみ補償特約 任意セット特約	次のいずれかの事故などによるケガに限り、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 ●運行中の乗物との衝突・接触などの交通事故 ●運行中の乗物に搭乗している間の事故 ●乗物の乗降場構内(改札口内など)での事故 ●乗物の火災 【対象となる保険金】 前記①「基本となる補償」(死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用・介護)の保険金	前記①「基本となる補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に加え、次の場合にも保険金をお支払いいたしません。 ●次のいずれかに該当している間の事故によるケガ ①職務または実習として船舶に搭乗している間 ②グライダー、飛行船に搭乗している間 など ●職務として次の作業を行っている間の、その作業に起因するケガ ①乗物への荷物の積込、積卸、整理 ②乗物の修理、整備、清掃 など
地震・噴火・津波危険補償特約 任意セット特約	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 前記①「基本となる補償」(死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用・介護)の保険金、入院一時金	—

(注)特約の詳細および記載のない特約については「保険の約款」をご参照ください。

③ 補償の重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更など)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
a.	個人賠償責任補償特約	自動車保険の日常生活賠償責任特約、火災保険の個人・受託品賠償責任補償特約
b.	携行品損害補償特約(再調達価額補償型)	自動車保険の携行品特約、火災保険の持ち出し家財補償特約
c.	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルフ保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

④ 引受条件(保険金額の設定等) 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のa.~d.にご注意ください。

a.お客さまが実際に契約する保険金額・日額については、保険申込書の保険金額・日額欄や「保険の約款」などでご確認ください。

b.各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。また、既に他の傷害保険契約を契約している場合には、保険金額・日額を制限させていただくことがあります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。

c.死亡に関する保険金額は、次の①、②のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。

①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合

②被保険者の同意を得ていない場合(ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。)

(注1)特約により死亡に関する保険金額を追加・増額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額後の金額によります。

(注2)家族型契約・夫婦型契約および本人・親族型契約において、配偶者・その他の親族の死亡に関する保険金額は、前記①②にかかわらず他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。

(注3)一般団体契約など、ご契約内容により限度額が異なる場合があります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

d.保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

●保険期間:原則1年(1年未満の短期契約も可能)

●補償の開始:保険期間の開始日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)

●補償の終了:保険期間の終了日の午後4時

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。

お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

●保険金額・日額	●保険期間	●仕事の内容 ^(※)	●保険料払込方法	など
----------	-------	-----------------------	----------	----

(※)「交通事故傷害危険のみ補償特約」または「就業中の危険補償対象外特約」をセットする場合は除きます。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の主な払込方法は、次表のとおりです。他にクレジットカード払やコンビニ払があります。

ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	分割払 ^(※1)	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	○ ^(※2)	○ ^{(※2)(※3)}	○ ^(※3)
現金払	○	○	○

(注)包括契約の場合、払込方法は上記と異なります。

(※1)分割払をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。

(※2)「初回保険料の口座振替に関する特約」がセットされたご契約に限り、適用されます。

(※3)保険料の払込方法が「口座振替」かつ「分割払」である個人契約など所定の条件に該当する場合は、「保険契約の自動継続に関する特約」が自動的にセットされます。

【ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から取扱代理店・扱者または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いいたしません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

●保険料は、払込期日までに払い込んでください。

●次表の払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いいたしません。また、ご契約を解除する場合があります。

主な払込方法	一時払	分割払	
		初回保険料	2回目以降
口座振替		払込期日の翌々月末日 ^(※) まで	
現金払		払込猶予なし	払込期日の翌月末日まで

(※)ご契約者に故意または重大な過失があった場合または一部の団体契約の場合は、翌月末日となります。

●保険料の払込猶予期間は、保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

 の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

 の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

- ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

保険証券記載の職業・職務^(※)を変更した場合
(「交通事故傷害危険のみ補償特約」または「就業中の危険補償対象外特約」をセットする場合を除きます。)

(※)変更後の職業が次の「お引受可能な範囲を超える職業」に該当する場合には、弊社からご契約を解除することがあります。

お引受可能な範囲を超える職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所・電話番号を変更した場合
- ②特約の追加など、契約条件を変更する場合

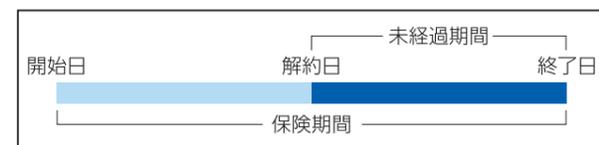
(2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注)解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/k/>)をご覧ください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者とご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書・契約明細書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

ご契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書または契約明細書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することがあります。また、ご契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者本人の「職業・職務」^(※)の情報
(「交通事故傷害危険のみ補償特約」または「就業中の危険補償対象外特約」をセットする場合を除きます。)
- ②被保険者本人の保険期間開始日における「年齢」
- ③「過去の傷害保険金請求歴」の有無
- ④「他の保険契約」の有無。有の場合は、その金額

(※)職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、職業スポーツ家、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業員、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ピザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以内のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

- ①死亡保険金受取人を特に定めない場合
死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約していた場合は、保険契約が無効となります。
- ③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

(注1)家族型契約・夫婦型契約および本人・親族型契約において、配偶者・その他の親族の被保険者の方は、特定の方を指定することはできません。

(注2)企業などがご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員などを被保険者とする場合は、ご契約者から、被保険者(従業員など)に対し、保険の加入についてご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
補償割合	100%(破綻後3か月以内の事故) 80%(破綻後3か月経過後の事故)	80%

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。
- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
 - ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
 - ④ お客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
 - ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

(4) 継続契約について

保険金請求状況や年齢、補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。

(5) 自動継続契約について

「保険契約の自動継続に関する特約」または「通信販売に関する特約」をセットした場合は、自動継続契約になります。この場合、ご契約の満了日(保険期間の終了日)の前月10日までに、弊社またはご契約者から特段の意思表示のないときは、満了日(保険期間の終了日)の内容と同一の内容(*)で自動的にご契約を継続します。

(※) 弊社が、補償内容・保険料率などを改定した場合は、改定日以降に継続するご契約からその改定内容が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。この場合、改定の内容については、書面や弊社ホームページなどでご案内します。

(6) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(7) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

 事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

その他

 共同保険、契約内容登録制度、包括契約の保険料精算、保険証券の確認・保管、長期契約の取扱い

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

● 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-016-693(通話料無料)
受付時間:平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時
(年末年始を除きます。)

● 弊社への苦情・ご不満を承る窓口は
お客様の声室
0120-246-145(通話料無料)
受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016(通話料無料)
受付時間:24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808(ナビダイヤル 全国共通・通話料有料)
受付時間:平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。)

※ 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
※ 電話リレーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。

一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963(通話料有料)
受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※ IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

ご契約内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることをご確認いただいております。お手数をおかけいたしますが、ご契約手続きにあたり、下記の内容についてご確認いただき、保険申込書に記入が必要な項目については、該当欄へご記入いただきますようお願いいたします。

ただし、ご勤務先などの団体契約にご加入いただくお客さまにつきましては、加入依頼書などへのご記入は不要とさせていただきますが、下記AおよびBについてはご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。

なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

A 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットや重要事項説明書(本書面)などでご確認ください。
(注)「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既にご加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者本人を記名により特定いただくご契約方式の場合、「生年月日」や「年齢」、「性別」、「職業・職務」、「他の保険契約」を正しく記入されているかご確認ください。
(注)「職業・職務」は告知事項および通知事項、「年齢」および「他の保険契約」は告知事項に該当します。

B 被保険者となる方の範囲についてご確認ください。

- この商品は、ご希望により被保険者の範囲を選択することができます。重要事項説明書(本書面)を参照いただき、ご希望どおりとなっているかをご確認ください。
- 一般団体契約の場合、団体類別により被保険者本人とすることができる範囲が異なります。お客さまのご契約が、一般団体契約に該当するか否か、また団体類別が第1類から第4類のいずれに該当するかなど、詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にご照会ください。

被保険者本人の範囲		団体類別等	第1類・第4類	第2類・第3類
①団体の構成員			○	○
②団体の構成員の家族	配偶者、子ども、両親、兄弟		○	○
	団体の構成員と同居の親族、使用人		○	○
③団体の構成員の役員・従業員			×	○
④上記③の家族 ^(※) (※)家族とは、配偶者、子ども、両親、兄弟およびその団体の構成員の役員・従業員と同居している親族ならびに使用人をいいます。			×	○

C 団体契約・包括契約の場合にご確認ください。

- 各種割引制度について
団体契約および包括契約では、以下の割引を適用できる場合があります。ただし、以下③から⑤までの割引については、重複して適用できません。具体的な適用条件、適用の可否、割引率などにつきましては、取扱代理店・扱者または弊社にご照会ください。

割引制度	概要	
①団体割引	一般団体契約	企業、官公庁、協同組合など弊社が定める団体類別基準に合致する団体のご契約者となる被保険者数20名以上の一般団体契約について、団体類別(第1類から第4類)、被保険者数などに応じて割引率が決定されます。
	商品付帯契約	商品の製造業者・販売業者などをご契約者とし、ご契約者が保険料の全額を負担して商品購入者を被保険者とする20名以上の包括契約・団体契約について、被保険者数などに応じて割引率が決定されます。
	その他	管理下中の傷害危険補償特約をセットした被保険者数20名以上の団体契約について、被保険者数などに応じて割引率が決定されます。
②損害率による割増引	一般団体契約	被保険者数が1,000名以上の一般団体契約について、保険料、保険期間などが所定の条件を満たす場合、過去のご契約における引受成績(保険料・お支払いした保険金の額)に応じて、保険料を割引する制度です。ただし、引受成績が悪化した場合には、保険料が割増となる場合があります。
	商品付帯契約	特約期間が1年の商品付帯契約のうち、前年度契約の損害率が良好な契約について、保険料を割引する制度です。
③役員一括割引	企業などの役員全員 ^(※) を一括して契約する被保険者数20名以上の一般団体契約について、保険料を割引する制度です。 (※)役員、出向者、パート・アルバイトなどの方を対象外とする場合でも全員と見なします。	
④企業一括割引	企業などの役員全員 ^(※) を一括して契約する被保険者数5名以上19名以下の団体契約について、保険料を割引する制度です。 (※)役員、出向者、パート・アルバイトなどの方を対象外とする場合でも全員と見なします。	
⑤大口団体契約割引	被保険者数が10,000名以上、かつ保険期間1年である一般団体契約について、保険料を割引する制度です。	

- 重要事項説明書の配付について
団体契約(任意加入方式)の場合、募集対象となる方に重要事項説明書を事前に配付いただき、書面に記載の内容をご確認のうえでご加入いただくようご説明ください。

D 団体扱・集団扱の場合にご確認ください。

団体扱・集団扱契約については、ご契約者や被保険者の範囲に制限があり、所定の条件を満たす必要があります。保険申込書の保険契約者欄にご契約者と団体・集団の関係、被保険者欄にご契約者と被保険者の関係をそれぞれご記入ください。

	団体扱	集団扱
ご契約者と団体・集団のご関係	・現役役員 ・退職者 ^(※)	・集団を構成する法人または個人 ・上記法人または個人に雇用されている方 ・集団に勤務する方 ・集団自身
ご契約者と被保険者のご関係	・ご契約者本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者または配偶者の同居の親族 ・ご契約者または配偶者の別居の扶養親族 ・ご契約者の役員・従業員(集団扱でご契約者が法人・個人事業主の場合)	

(※)退職者を団体扱に含めて取り扱う手続をとっている場合に対象となります。

その他オプション特約一覧

重要事項説明書(本書P15~P26)の中に記載されていないオプション特約の詳細についてはこちらでご確認ください。

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
被害事故補償特約	被保険者が犯罪やひき逃げによりケガをした場合に、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して保険金をお支払いします。 お支払いする保険金 治療費や休業損害、逸失利益、精神的損害、将来の介護料、葬儀費などの損害の額を、保険の約款に定める算定基準により算出してお支払いします。(1事故につきご契約の保険金額限度) (注) 損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者等給付金など)がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。	次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●被害事故のほう助、容認、誘発 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
後遺障害保険金の追加増額支払に関する特約	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存している場合に、[お支払いした後遺障害保険金×ご契約時に約定した倍数]を追加してお支払いします。	—
交通事故傷害危険増額支払に関する特約	次のいずれかの事故などによるケガに対して、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いする場合に、それぞれの保険金を2倍にお支払いします。 ●運行中の乗物との衝突・接触などの交通事故 ●運行中の乗物に搭乗している間の事故 ●乗物の乗降場構内(改札口内など)での事故 ●乗物の火災 【対象となる保険金】 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金 (注) 乗物とは、保険の約款に定める「交通乗用具」で、例えば以下のような乗用具をいいます。 ●陸上の乗用具(※)・・・電車、自動車、原動機付自転車、自転車、ベビーカー (※) 遊戯施設内の乗物(ジェットコースター、ゴーカーなど)、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊具(キックボード、スケートボード、サーフボード、遊戯用のそりなど)などは除きます。 ●空の乗用具・・・航空機(飛行機、ヘリコプターなど) ●水上の乗用具・・・船舶(ヨット、モーターボートなど) ●その他の乗用具(※)・・・エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (※) 立体駐車場のリフトなど専ら物品輸送用に設置された装置などは除きます。	次の事由によって生じたケガに対しては、保険金は2倍払いとなりません。 ●次のいずれかに該当している間の事故によるケガ ①職務または実習として船舶に搭乗している間 ②グライダー、飛行船に搭乗している間 ●職務として次の作業を行っている間の、その作業に起因するケガ ①乗物への荷物の積込、積卸、整理 ②乗物の修理、整備、清掃 など
入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)	入院保険金および手術保険金の支払対象期間を次のとおり拡大してお支払いします。 ●ケガにより事故日を含めて180日以内に入院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の入院について入院保険金をお支払いします。 ●ケガにより事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けた場合に手術保険金をお支払いします。 (注) 通院補償のあるご契約については、必ず「通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」もセットしてご契約いただけます。	—
通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)	ケガにより事故日を含めて180日以内に通院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の通院について通院保険金をお支払いします。(1事故につき90日限度(※)) (※) 「通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)」がセットされている場合、30日限度となります。 (注) 入院補償のあるご契約については、必ず「入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」もセットしてご契約いただけます。	—
熱中症危険補償特約	急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 【基本となる補償】(死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用・介護)の保険金、入院一時金、ホームヘルパー等費用保険金	—
運動等危険補償特約	山岳登山(※) 行程中にケガをした場合に、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 (※) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。 【対象となる保険金】 【基本となる補償】(死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用・介護)の保険金、入院一時金	—

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約	被保険者が保険期間中に特定感染症(※1)を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご契約にセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、「基本となる補償」と同様です。) (※1) 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症および指定感染症(※2)をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。 《2023年10月現在》 エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限ります。) (※2) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。 (注1) 「入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」または「通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」がセットされている場合であっても、支払対象期間は事故日を含めて180日以内となります。 (注2) 「通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)」がセットされている場合であっても、支払限度日数は90日となります。	次の特定感染症に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(この特約を初めてセットしたご契約の場合) ●次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④戦争・革命・内乱・暴動 ⑤放射線照射・放射能汚染 など
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約	被保険者が保険期間中に特定感染症(※1)を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご契約にセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、「基本となる補償」と同様です。) また、被保険者が、特定感染症が原因で、発病日を含めて180日以内に亡くなったことにより、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。(300万円限度) (※1) 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症および指定感染症(※2)をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。 《2023年10月現在》 エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限ります。) (※2) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。 (注1) 「入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」または「通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)」がセットされている場合であっても、支払対象期間は事故日を含めて180日以内となります。 (注2) 「通院保険金支払限度日数短縮特約(30日限度)」がセットされている場合であっても、支払限度日数は90日となります。	—
針刺し事故等による感染症危険補償特約	医療業務従事中(実習中を含みます。)に生じた針刺し事故などにより、事故日を含めて365日以内に次のいずれかに該当した場合に、それぞれ次の金額をお支払いします。 ●HIV(※)に感染した場合 …ご契約の保険金額×100% ●HCV(※)に感染した場合 …ご契約の保険金額×30% ●HBV(※)に感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合 …ご契約の保険金額×3% (※) HIV・HCVおよびHBVとは、以下のウイルスをいいます。 HIV・・・ヒト免疫不全ウイルス HCV・・・C型肝炎ウイルス HBV・・・B型肝炎ウイルス (注) ウイルスの種類ごとに保険期間を通じて1回のみお支払いします。なお、継続契約の場合は、ウイルスの種類ごとに初年度契約から通算して1回のみお支払いします。	次の事由に該当する場合は、保険金をお支払いいたしません。 ●針刺し事故などの事故日を含めて3日以内に直後検査(感染の有無を調べるための血液検査)を受けなかった場合 ●直後検査の結果、その時点でHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合、そのウイルスによる感染または発病 など
キャンセル費用補償特約	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族が死亡または入院(※)したことにより、被保険者が予約していた国内・海外旅行、演劇・音楽公演など特定のサービスを受けられなくなり、負担したキャンセル費用をお支払いします。(保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) (※) 死亡日または入院開始日を含めて31日以内(被保険者本人が亡くなった場合は死亡日以降)に提供されるサービスについてキャンセル費用を負担した場合に保険金をお支払いします。 (注) 自己負担額(1事故につき1,000円またはキャンセル費用の額の20%相当額のいずれか高い方)があります。	次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用する運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的見解のないもの ●妊娠、出産、早産または流産による入院 ●予約日・提供日が確認できないサービス、または被保険者の職務遂行に係るサービス ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
遭難 捜索費用 補償特約 日本国内 のみ補償	山岳登山(※)の行程中に遭難したことにより、その捜索、救助または移送のため、捜索活動を行った者に対して負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) (※)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。	—
遭難捜索 追加費用 補償特約 日本国内 のみ補償	山岳登山(※)の行程中に遭難したことにより、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて、30万円限度) (※)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。 お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。 ●現地までの救援者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ●救援者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ●現地からの移送費用 ●交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費(3万円限度)	—
救援者 費用等 補償特約	被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) ①搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要ことが警察などによって確認された場合 ③被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。 ●捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ●現地までの救援者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ●救援者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ●現地からの移送費用 ●救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費(日本国外20万円、日本国内3万円限度)	次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ●脳疾患、病気または心神喪失 ●入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●「保険金をお支払いする主な場合」③について、むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
救援者費用等 補償特約 (救援者費用等追加補償特約を セットした場合)	被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) ①搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②日本国内での野外活動中における偶然な事故(※)によって、被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要ことが警察などによって確認された場合 ③被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 (※)「急激かつ偶然な外来の事故」による場合は、日本国外でもお支払いの対象となります。 お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。 ●捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ●現地までの救援者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ●救援者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ●現地からの移送費用 ●救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費(日本国外20万円、日本国内3万円限度) ●「保険金をお支払いする主な場合」①または②に該当した被保険者の装備品(※1)にかかる費用。なお、装備品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、再調達価額(※2)で算定した損害の額または修理費とします。 (再調達価額(※2)を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額×10%限度)(※3) (※1)装備品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ(眼鏡を除きます。)、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、自転車、オートバイ、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●その他 (※2)同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。ただし、貴金属などは、時価額により算定します。 (※3)自己負担額(1事故につき10,000円)があります。	次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ●脳疾患、病気または心神喪失(ただし、日本国内で生じた「保険金をお支払いする主な場合」①または②の場合は、保険金をお支払いします。) ●入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●地震・噴火またはこれらによる津波(ただし、日本国内で生じた「保険金をお支払いする主な場合」①または②の場合は、保険金をお支払いします。) ●「保険金をお支払いする主な場合」③について、むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 <装備品補償固有の事由> ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電氣的事故、機械的故障 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホーム ヘルパー等 費用補償特約	家事従事者(※1)である被保険者が、偶然な事故によるケガで入院し家事に従事できなくなった場合、入院保険金が支払われるべき期間中に臨時に負担した費用をお支払いします。 (1事故につき、ご契約の支払限度基礎日額に雇入などの日数(※2)を乗じた額限度) (※1)家事従事者とは、被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児などの家事を行う親族の中で主たる者をいいます。 (※2)180日を限度とします。 お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。 ●ホームヘルパー、ベビーシッター、清掃代行サービス業者の雇入費用 ●被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用(交通費を含みます。) (注)自己負担額(1事故につき5,000円)があります。	P17の①「基本となる補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に加え、次の場合にも保険金をお支払いいたしません。 ●ケガをした時に、被保険者が家事従事者でなかった場合 ●入院の発生に関係なく負担していた費用 など
受託品 賠償責任 補償特約(※)	被保険者が他人から受託した物を、次のいずれかの間に、壊したり、盗まれたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●日本国内にある被保険者の住宅内に保管している間 ●国内外を問わず一時的に住宅外に持ち出している間 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)受託品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハングライダー搭乗、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 ●その他 (注2)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。なお、損害賠償金は、受託品の時価額を超えないものとします。 (注3)自己負担額(1事故につき5,000円)があります。	次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●職務の用に供されている間の損壊、盗取 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●次のような原因により生じた損壊、盗取 ①故意 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ④地震・噴火またはこれらによる津波 ⑤自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ⑥電氣的事故、機械的故障 ⑦通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと など
借家人 賠償責任 補償特約 (火災・破裂・ 爆発のみ補償) 日本国内 のみ補償	日本国内において被保険者が借用または使用する被保険者住所の借戸室を、被保険者の責めに帰すべき理由による火災・破裂・爆発によって損壊し、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として弊社で行います。	次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●心神喪失による損害賠償責任 ●借戸室の改築、増築、取りこわしなどの工事 ●借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など
レンタル用品 賠償責任 補償特約(※)	被保険者が自らが使用する目的で、レンタル業者から日本国内において賃借したレンタル用品の国内外における損壊または盗取につき、レンタル業者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)レンタル用品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハングライダー搭乗、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 ●その他 (注2)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。なお、損害賠償金は、レンタル用品の時価額を超えないものとします。 (注3)自己負担額(1事故につき3,000円または損害賠償金の20%相当額のいずれか高い方)があります。	次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。 ●職務の用に供されている間の損壊、盗取 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●次のような原因により生じた損壊、盗取 ①故意 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ④地震・噴火またはこれらによる津波 ⑤自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ⑥電氣的事故、機械的故障 ⑦置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ⑧通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと ●レンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見された損壊・盗取に起因する損害賠償責任 など

(※)「受託品賠償責任補償特約」および「レンタル用品賠償責任補償特約」における被保険者の範囲は、「個人賠償責任補償特約」に同じです。詳しくはP.16を参照ください。